

教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上 に関する意見書

国がすすめる「三位一体」改革の中、2006年度から、義務教育費国庫負担金の国負担の割合が2分の1から3分の1に縮小されました。

この制度は、子ども一人ひとりの教育を受ける権利を保障し、教育水準を保つため、財政上保障し、地方公共団体の財政能力によって格差が生じないように法制化されたものです。

地方の自治体においては、地方交付税の縮減に併せ、厳しい財政状況が生じており、学校施設などを含めて自治体間の教育条件に格差が拡がりつつあります。また、低所得者の拡大・固定化により、就学援助受給者や高校授業料の減免措置が急増するなど、教育現場においても格差が現れています。このような状況下、教育の機会均等・教育水準の維持向上が困難になることは明らかです。

一方、学校現場では、いじめ、不登校などへの対応、きめ細かな学習指導の展開、生徒指導の充実、障害のある児童・生徒への支援、学校内外の安全対策、保護者・地域住民との連携などの推進が必要となっており、教職員定数を中心とした教育予算の一層の充実が求められます。このような中、文科省は、「教員の子どもと向き合う時間を拡充する」ことを目的として、2008年度からの3年間で21,362人の教職員定数改善を求めました。これが実現すると、初年度は、7,121人の定数改善が図られ、本県がすすめている少人数教育の推進、特別支援教育の充実、食教育の推進などに対する大きな財政的支援となり、文科省概算要求の実現が望まれます。

よって、義務教育費国庫負担制度が堅持されるとともに、国による教育予算の拡充と教職員定数の改善が図られることを強く主張します。
以上、地方自治法第99条により意見書を提出します。

平成19年12月21日

山梨県甲斐市議会

提出先

文部科学大臣 財務大臣 総務大臣